

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 当該地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

福山市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、2 mを超える浸水が予想されている。芦田川及びその支流付近で、最大5 mの浸水が予想されており、警戒が必要である。

なお平成30年7月豪雨災害時には、下表のとおり浸水被害があった。

区域	町名	床上浸水	床下浸水	浸水被害計
芦田川中流域	駅家町	89	80	169
高屋川・小田川流域	山野町	12	3	15
	駅家町	6	5	11
	加茂町	2	9	11
	小計	20	17	37
合計		109	97	206

■福山市洪水ハザードマップ

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/kanri/kozui/index.html>

平成30年7月豪雨は大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この豪雨において、当市では人的被害に加え、住家被害なども多数あり、被害は甚大であった。

福山市域では、24時間雨量238 mm、48時間雨量364.5 mm、72時間雨量392.5 mmの観測史上1位の降雨を記録。大雨特別警報が発令され、市内一円に甚大な被害を及ぼした。

■「平成30年7月豪雨」検証を踏まえた今後の対応について（検証結果）

福山市防災対策検討会議

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/bosai/140844.html>

(土砂災害：ハザードマップ)

福山市ハザードマップによると芦田川付近では土石流の危険箇所があるエリアとなっている。

当該地域内の各ハザードマップ「02 広瀬・山野」、「03 加茂・駅家東」、「05 駅家西」を確認すると、製造業等数多く立地する山側法面において地滑り等土砂災害が生じる恐れがあるとされている。

■福山市土砂災害ハザードマップ

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/bosai/hazard/index.html>

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で100%の確率で発生するとされている。

なお市のハザードマップにおいても、①南海トラフ地震②長者ヶ原・芳井断層における地震について、震度5弱以上の地震が今後30年間で70%の確率で発生すると示されており、リスク回避施策について、後回しではなく、身近な問題として考えていく必要がある。

■J-SHIS 地震ハザードステーション (国立研究開発法人防災科学技術研究所)

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

(その他)

2020年新型コロナウイルス感染症の流行により、事業者へ大きな影響を与えている。今後、地震や水害などの自然災害だけでなく、感染症等を含めた様々なリスクへの備えが事業者に求められる。

(2) 当会地域内における商工業者の状況

1) 総務省統計局「経済センサス基礎・活動調査」集計結果（福山市HP掲載）による当会管轄区域内の商工業者数ならびに小規模事業者数は下表のとおりである。

年度	H21	H24	H26	対H21 増減率
商工業者数	1450	1354	1315	90.7%
小規模事業者数	1309	1208	1169	89.3%
小規模事業者の割合	90.3%	89.2%	88.9%	—

本表によると、商工業者数は減少で推移していることがわかる。
しかしながら小規模事業者比率については、90%前後とほぼ一定の状況である。

2) 当会管轄区域内（町別）の業種別事業所数ならびに従業者数（H26 経済センサス：福山市 HP）

		福山市総計	管轄区域内計	駅家町	加茂町	山野町	比率
全産業 （公務を除く）	事業所数	21,683	1,315	993	289	33	100%
	従業者数	212,490	11,699	9,194	2,310	195	
農林漁業	事業所数	41	4	1	3	—	0.3%
	従業者数	317	54	17	37	—	
建設業	事業所数	1,840	162	99	56	7	12.3%
	従業者数	15,220	1,243	784	426	33	
製造業	事業所数	2,671	276	211	57	8	21.0%
	従業者数	44,868	3,200	2,536	569	95	
電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	事業所数	10	1	—	—	1	0.1%
	従業者数	549	8	—	—	8	
情報通信業	事業所数	157	4	3	1	—	0.3%
	従業者数	1,906	34	33	1	—	
運輸業、 郵便業	事業所数	521	28	18	10	—	2.1%
	従業者数	14,337	553	383	170	—	
卸売業、 小売業	事業所数	5,647	281	231	46	4	21.4%
	従業者数	45,459	2,218	1,757	431	30	
金融業、 保険業	事業所数	375	22	18	3	1	1.7%
	従業者数	4,189	157	143	10	4	
不動産業、 物品賃貸業	事業所数	1,477	57	46	10	1	4.3%
	従業者数	4,639	193	168	24	1	
学術研究、 専門・技術 サービス業	事業所数	817	32	24	7	1	2.4%
	従業者数	5,562	169	144	24	1	
宿泊業、 飲食サービス 業	事業所数	2,425	78	69	9	—	5.9%
	従業者数	18,090	712	693	19	—	
生活関連 サービス業、 娯楽業	事業所数	2,008	115	85	28	2	8.8%
	従業者数	9,080	321	254	65	2	
教育、 学習支援業	事業所数	682	41	33	8	—	3.1%
	従業者数	4,879	141	111	30	—	
医療、福祉	事業所数	1,555	116	91	25	—	8.8%
	従業者数	26,470	2,231	1,810	421	—	
複合 サービス事業	事業所数	140	14	8	5	1	1.1%
	従業者数	1,903	108	77	26	5	
サービス業 （他に分類され ないもの）	事業所数	1,316	84	56	21	7	6.4%
	従業者数	15,020	357	284	57	16	

本表によると、①卸売業・小売業（21.4%）②製造業（21.0%）③建設業（12.3%）の上位三業種で半数超を占め、後は比率10%未満の各種サービス業等が続いている。

3) 当会会員の業種別内訳表 【商工会実態調査等参照により作成】

	建設業	製造業	卸売業	小売業	宿泊飲食業	サービス業	その他	合計
平成26年度	159	208	17	133	55	138	62	772
平成27年度	160	204	16	134	57	126	59	756
平成28年度	164	208	13	131	55	128	61	760
平成29年度	163	208	14	124	60	135	66	770
平成30年度	167	201	15	120	63	138	67	771
令和元年度	167	194	15	117	63	144	67	767
対H26比	105.03%	93.27%	88.24%	87.97%	114.55%	104.35%	108.06%	99.35%

当会の会員総数がほぼ安定的である要因としては、飲食業の新規出店や一人親方建設業の増加が挙げられるものの、一方では最も事業者の多い製造業や小売業等の高齢化による自主廃業の増加が会員数の減少に繋がるのではないかと懸念されている。

(3) これまでの取組

1) 福山市の取組

・地域防災計画の改正

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正している。

・福山市総合防災訓練の実施

毎年 11 月第 4 月曜日に総合防災訓練を実施している。南海トラフ地震を想定した訓練を 2019 年度は 11 月 24 日に実施し、多くの市民や関係機関が参加した。

・ハザードマップ等の作成配布

津波・土砂災害・洪水ハザードマップを作成し公表している。平成 30 年 7 月豪雨を受け、ため池のハザードマップを新たに作成した。また、防災重点ため池の新たな基準で再選定し、既存の 175 箇所から 1,110 箇所のため池を防災重点ため池に選定している。その他にも地震防災マップの作成も行っている。

・災害時応援協定の締結

災害対応力の充実・強化に向けて、行政機関、事業者など様々な団体と応援協定を結んでいる。

・避難場所の検討

浸水区域・土砂災害警戒区域の指定状況により、避難場所の見直しをしている。

・自主防災組織の育成

2019 年度は防災をテーマとした地域との意見交換会の開催や、自主防災組織活動補助金を創設した。

・防災備品の備蓄

福山市災害備蓄物資備蓄計画に基づき、60 種類を超える備品を備蓄している。

・浸水対策説明会の実施

県・市合同で浸水被害を受けた地区を中心に浸水対策について説明会を開催した。

2) 当会の取組

①平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧に資する各種取組状況

迅速な災害復旧に資するため、下表のとおり補助金にかかる説明会・相談会を開催した。

開催年月日	開催内容	参加者数
H30. 8. 30	復興補助金説明会	20 名
H30. 9. 12	グループ補助金説明会	9 名
H30. 11. 28	グループ補助金交付申請相談会	2 名
H30. 12. 3	グループ補助金交付申請相談会	5 名

併せて、各種補助金等について計画策定支援を行った。

項目	申請支援件数	採択件数
被災地型小規模事業者持続化補助金	H30 予備費 1 件	計 7 件
	H30 追加公募 6 件	
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備事業費補助金（略）	企業・団体数 12 社グループ	計 2 件
	企業・団体数 2 社グループ	

②広島県中小企業共済協同組合と連携した火災共済等の加入促進

II 課題

平成 30 年 7 月豪雨災害時には当会管轄区域内においても、前述のとおり床下・床上浸水計 206 戸が被災し、うち事業者も複数者含まれており、当会ならびに小規模事業者は災害リスクの認識が十分でないところがあった。

また次のとおり課題が浮き彫りとなった。

- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。
- ・災害発生時における当会の対応を定めた災害マニュアル（事業継続計画…BCP マニュアル）を定めておらず、福山市・広島県商工会連合会・各支援機関等連携体制も不十分であり、情報共有に支障をきたす状況にある。

III 目標

- ・地区内の小規模事業者が災害リスクを認識するよう、事前対策の必要性を周知する。
- ・そのためにはまず、当会における事業継続計画（呼称：BCP マニュアル）を早急に策定し、連絡・連携体制を構築し、各職員の災害発生対応時における資質向上に努める。
- ・当会の BCP マニュアル（計画）策定後、管内事業所へ BCP 前段階と認識されている「事業継続力強化計画」策定に向けて周知に努める。
- ・広島県中小企業共済協同組合ならびに全国連が協定を結んでいる損害保険会社等と連携して自然災害等リスクに備えていく。

【成果目標】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
事業継続力強化計画普及推進事業者数	8 件以上				
事業継続力強化計画策定事業者数	3 件以上				

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日：5か年)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と福山市の役割分担，体制を整理し，連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回経営指導時および商工会報やホームページにより，福山市各ハザードマップを活用し，事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え，水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明，周知を行う。

・「広島県防災情報メール通知サービス」や「福山市メール配信サービス」等の行政の情報提供ツールへの登録を促す。

・国・地方自治体等の開催する事業継続力強化計画策定講座や説明会等の周知を徹底し，前述計画策定件数増加に努め，リスク回避につなげていく。

・会員事業者からの要望を踏まえ，事業継続の取組に関する専門家を招き，小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介，事業継続力強化計画策定支援等を実施する。

・事前に災害に備えて各会員事業所との連絡体制を構築する。そのため会員事業所の緊急連絡先としてメール・FAX 番号・携帯番号等のリストを作成する。(会員企業のメーリングリストの作成)

2) 当会の事業継続計画の作成

- ・当会は，令和2年事業継続計画(呼称：商工会 BCP マニュアル)を作成(別添)。

3) 関係団体等との連携

・広島県中小企業共済協同組合ならびに全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等へ専門家の派遣を依頼し，会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等の実施を検討する。

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼，セミナー等の共催。

4) フォローアップ

・巡回指導等により，事業継続力強化計画策定推進もしくは策定した小規模事業者の取組状況の確認を行う。

・福山市産業支援者連絡会議(構成員：福山市，各支援機関)において，状況確認や改善点等について協議のうえ，連携を密にし今後の対応に活かしていく。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業継続力強化計画作成者数	3件以上	3件以上	3件以上	3件以上	3件以上
フォローアップ回数	9件以上	9件以上	9件以上	9件以上	9件以上

※フォローアップ回数＝事業継続力強化計画策定事業者×年3回

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し，福山市ほか関係機関との連絡ルート確認等を適宜実施する。なお訓練は必要に応じて，商工会 BCP マニュアルに沿って実施する。

< 2. 発災後の対策 >

・発災時には人命救助が第一である。そのうえで策定した商工会 BCP マニュアルに沿って、下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後 1 時間以内に、広島県商工会連合会で導入した LINEWORKS 等を活用し、職員の安否確認を行う。

その後商工会 BCP マニュアルに沿って、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を商工会と福山市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

・当会と福山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

目視で命の危険を感じる自然災害状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し情報を共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

・本計画により、当会と福山市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

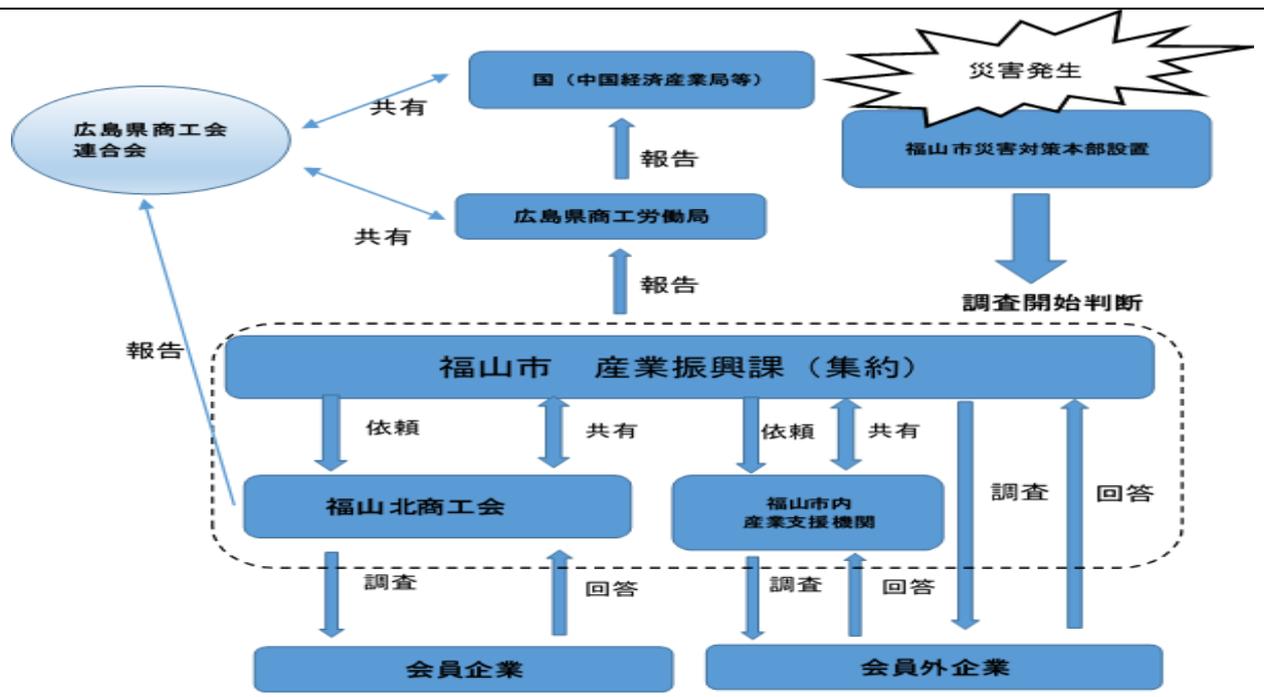
・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者等の被害情報の迅速な報告及び情報提供を円滑に行うことができる仕組みを構築する。（会員企業のメーリングリストの作成）

・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

・当会と福山市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・当会と当市が共有した情報を広島県の指定する方法にて当市より広島県へ報告する。

・次頁フローのとおり連絡・連携体制を構築し情報共有ならびに報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、福山市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国や都道府県、福山市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・広島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県に相談する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表2)

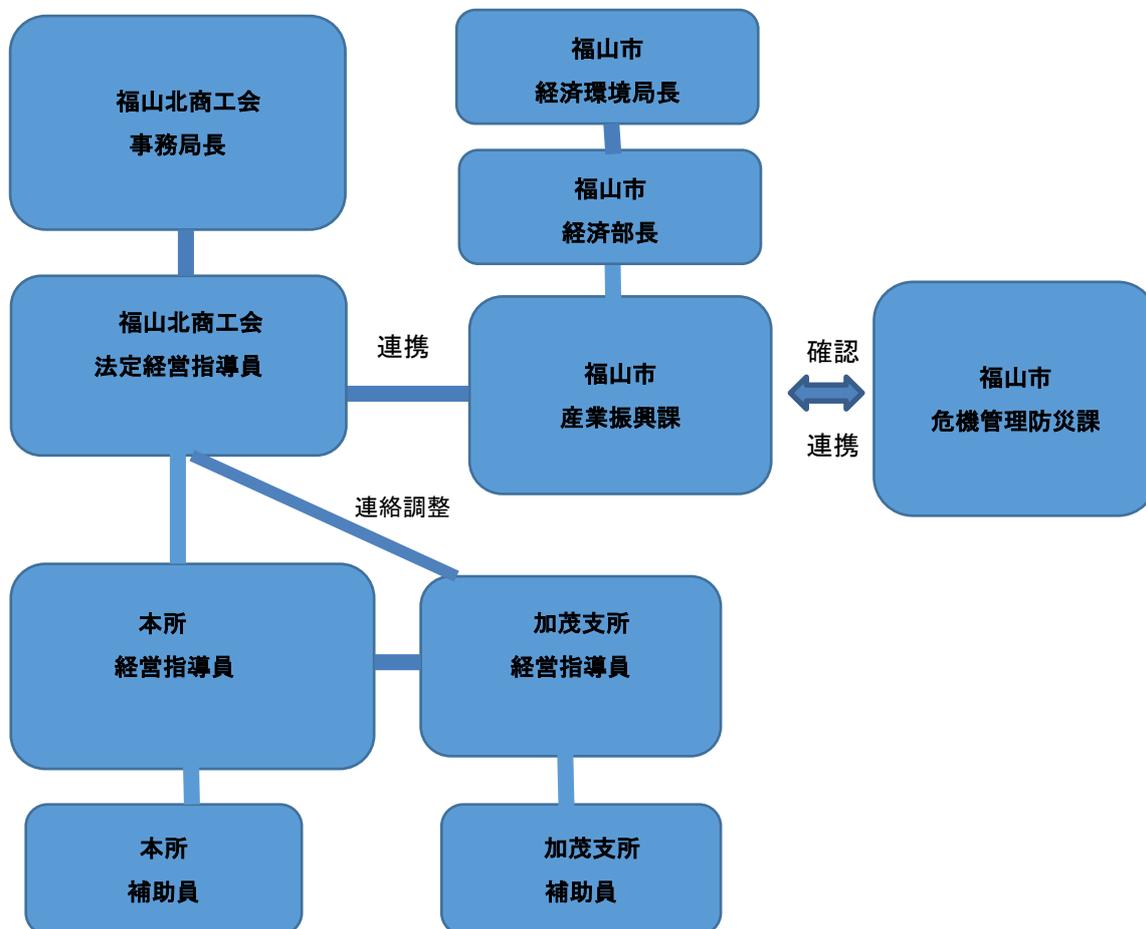
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年6月現在)

(1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市の共同体制／経営指導員の関与体制等）

下図は、実施体制の一例



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 大谷 逸人 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

内容	手段	開催頻度
本計画の遂行状況	職員会議	月1回
本計画の検証と見直し	福山市との連絡会議	年1回以上

(3) 商工会, 関係市連絡先

①商工会

福山北商工会 本所

〒720-1132 広島県福山市駅家町倉光 417

TEL : 084-976-3111 / FAX : 084-976-3211

E-mail : fukuyamakita@hint.or.jp

福山北商工会 加茂支所

〒720-2418 広島県福山市加茂町中野 1 丁目 3-2

TEL : 084-972-3008 / FAX : 084-972-4270

E-mail : fukuyamakita@hint.or.jp

②関係市

福山市役所 産業振興課

〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号

TEL : 084-928-1038 / FAX : 084-928-1733

E-mail : shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は, 速やかに広島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位千円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・通信費	100	100	100	100	100
・消耗品ほか事務費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・福山市補助金・広島県補助金・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③